

伝染性紅斑の流行について（警報）

令和元年(2019年) 6月13日(木) 15時00分

北海道釧路保健所

(北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室)

TEL 0154-65-5823 FAX 0154-65-5352

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年第20週（令和元年5月13日～5月19日）において、釧路保健所管内の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数が警報基準である2人以上となり、第21週（5月20日～5月26日）において警報基準値以下となったものの、第22週（5月27日～6月2日）及び第23週（6月3日～6月9日）において継続して警報基準以上となっています。

今後、釧路保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心にしてみられる流行性発疹性疾患です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることもあります。

10～20日の潜伏期間の後、頬に境界鮮明な紅い発疹（蝶翼状－リンゴの頬）が現れ、続いて手・足に網目状・レース状・環状などの発疹がみられます。これらの発疹は1週間前後で消失しますが、なかには長引いたり、一度消えた発疹が短期間のうちに再び出現することがあります。頬に発疹が出現する7～10日くらい前に、微熱や感冒様症状が多くみられ、発疹が現れたときには感染力はほぼ消失しています。ほとんどの発病者は、合併症をおこすことなく回復します。

2 伝染性紅斑の感染予防

伝染性紅斑は飛沫感染、接触感染により伝搬するため、流水とせっけんによる手洗いを励行してください。

なお、妊婦などは流産等のリスクがあるため、感冒様症状の者に近づくことを避けてください。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位:人)

| 区分 | 第19週 (5/6～5/12) | 第20週 (5/13～5/19) | 第21週 (5/20～5/26) | 第22週 (5/27～6/2) | 第23週 (6/3～6/9) |
|-------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|-------------------|
| 釧路保健所 | 8 (1.14) | 14 (2.00) | 6 (0.86) | 18 (2.57) | 16 (2.29)※ |
| 全道 | 90 (0.65) | 145 (1.04) | 118 (0.85) | 115 (0.83) | — (—) |
| 全国 | 2,170 (0.68) | 2,900 (0.91) | 2,609 (0.82) | 2,226 (0.70) | — (—) |

※第23週の患者報告数は速報値。

全道の伝染性紅斑流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

〈伝染性紅斑の警報レベル〉

| | 開始基準値 | 終息基準値 |
|--------------|-------|-------|
| 定点当たりの患者数(人) | 2 | 1 |